

中小企業の会計に関する基本要領 に基づく割引を終了します。

中小企業の会計に関する保証料割引制度として、「中小企業の会計に関する基本要領」に基づく保証料割引制度を実施しておりますが、**平成30年3月末の保証申込受付分をもって終了**とすることとしました。何卒ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

会計処理に関する保証料割引制度は、平成18年4月より全国统一制度として「中小企業の会計に関する指針」に基づく割引制度として取り扱いが開始され、平成25年4月からは「中小企業の会計に関する基本要領」に基づく割引制度に変更されました。

この割引制度は、平成29年3月をもって全国统一制度としての扱いは終了となっておりますが、当協会では、中小企業及び関係機関の皆さまに対する終了までの周知期間として、独自に1年間に限り延長してまいりました。

なお、「会計参与設置会社」に対する保証料の割引は平成30年4月以降も継続する予定となっておりますので、引き続きご利用ください。

